

海老名市教育委員会

(令和元年 6月 定例会議事日程)

日時 令和元年6月28日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 15 号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2 議案第 20 号 国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について

日程第 3 議案第 21 号 海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料
収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

海老名市教育委員会

令和元年度 6月定例会

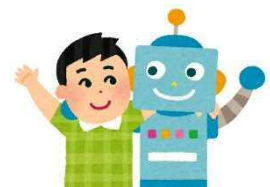


◇教育長報告

1 主な事業報告

- 5月16日（木） 教育委員会5月定例会
えびなっ子しあわせプラン推進会議
- 17日（金） 5月教頭会議
- 18日（土） ひびきあい塾開講式
- 19日（日） 海老名市学童保育クラブ連絡協議会総会
- 20日（月） 県都市教育長会議総会
大雨に関する対応準備・学校への情報提供
- 21日（火） 登校時大雨対応（通常どおり・パトロール）
大雨対応により一斉下校
最高経営会議
- 22日（水） 週部会
教育支援センター運営協議会
全国都市教育長会議（富山市）
- 23日（木） 全国都市教育長会議（富山市）
- 24日（金） 全国都市教育長会議（富山市）
- 27日（月） ハイイログケグモ対応
給食検討委員会
- 28日（火） 登戸の事件に関する対応（登校時青パト巡回）
市長定例記者会見
道徳指導法講座（柏ヶ谷中）
- 29日（水） 登校時青パト巡回パトロール
週部会
えびなっ子しあわせ懇談会（外部評価）
海老名市三師会総会
- 30日（木） 関東甲信越静教育委員会連合会総会（山梨県）
- 31日（金） 関東甲信越静教育委員会連合会総会（山梨県）

- 6月 1日(土) 小学校運動会
海老名小、有鹿小、大谷小、
東柏ヶ谷小、杉久保小、杉本小
単P会長会
- 3日(月) 朝のあいさつ運動(門沢橋小学校)
市議会第2回定例会本会議(開会)
学校応援団連絡会
一般質問答弁対応
- 4日(火) 一般質問部内ヒア
- 5日(水) 週部会
学校ICT活用推進協議会
- 6日(木) 奨学生選考委員会
学校保健会総会・講演会
連合運動会実行委員会
- 7日(金) 6月校長会議
中新田小学校イングリッシュデイ
教職員互助会ボーリング大会
- 10日(月) 大谷小学校朝会
特学親の会
社会を明るくする運動推進委員会
海老名警察署管内学校警察連絡協議会
修学旅行検討委員会
- 11日(火) 有馬中学校朝会
給食異物混入対応
- 12日(水) 週部会
ラグビーワールドカップ 100日前給食実施
教育支援委員会
教育委員会6月臨時会
- 13日(木) トンガ王国学用品寄付運搬
海老名のシンボルを再現する会
- 14日(金) 社会教育委員会議
- 15日(土) PTA指導者研修会
市P連教育委員・教育長と語る会



- 17日（月） 今泉小学校朝会
小中一貫教育担当者会
- 18日（火） 市議会第2回定例会一般質問
相模獣医師会総会
- 19日（水） 市議会第2回定例会一般質問
- 20日（木） 愛川での事案対応
登校時パトロール
大和税務署青色申告会代表者面会
教育課題研究会
週部会
- 21日（金） 登校時パトロール
市議会第2回定例会本会議（閉会）
外国語教育担当者会
えびなっ子しあわせ懇談会（外部評価）
小学生姉妹都市交流説明会
- 22日（土） えびなロボットコンテスト（作成）
- 23日（日） えびなロボットコンテスト（大会）
- 24日（月） 有鹿小学校朝会
学校地域ネットワークづくり運営委員会
総合教育会議児童打合せ（門沢橋小学校）
いじめ問題対策連絡協議会
- 25日（火） 最高経営会議
外国語教育推進協議会
児童指導担当者会
- 26日（水） 週部会
教育部R1計画ヒアリング
- 27日（木） 教科書事務担当者会
部活動推進協議会
新たな学校体制づくり推進委員会
エキスパートティーチャー面談
- 28日（金） 市長定例記者会見
柏ヶ谷小学校イングリッシュデイ
教育委員会6月定例会

2 交通事故防止・防犯対策について

5月末から6月と子どもの安全に係るさまざまな事件・事故が起こり、その対応が社会問題として取り上げられているところです。

まずは、犠牲となった子どもたちとそのご家族のみなさまに、心より哀悼の意を表します。

さて、どの事件・事故もその時点では防ぎようのないところがあり、海老名市でもいつでも起こり得るものであり、私としては、非常に重く受け止めているところです。

そして、何より残念なことは、その対策は事後の場合がほとんどで、誰かの犠牲の上になされるということです。

もちろん、教訓として、二度と同じような悲しい思いをすることのないようにするべきなのですが、国や県からは通知という形式で、市町村や学校で具体的な対策を講ずるべきという指示がなされます。

それが繰り返されます。

私としては、それを受けて、学校に指示をするにしても学校現場とともに教育委員会として対策を実施したいと考えているところです。

登下校指導を指示する場合には、同様に、教育委員会事務局職員も登下校指導・支援を行うようにしているところです。

また、道路関係の部署や警察と緊密に連携して、具体的な対策を実施しなければと考えているところです。そうでないと、どうも、喉もと過ぎればという風になりがちだからです。

子どもの安全・安心の根本は、子どもを守るという大人の責務と子どもが生活する地域の環境づくりだと私は思っています。

この市は、この地域は、大人たちが協力して、子どもを守ろうと、日常的に、具体的に活動しているという目に見える事実が、犯罪や交通事故の抑止につながると考えるのです。

そのためには、遠回りのようですが、コミュニティ・スクールの取組により、引き続き、地域に愛される学校づくり、子どもと地域の大人の絆づくりを進めなければならないと考えています。



以上でございます。

■ 令和元年第2回定例会（6月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）

（11名から14項目）

1 森下賢人議員

【教職員の働き方改革について】

- これまで、教育委員会としても様々な「教職員の負担軽減」に取り組んできた。（具体的には、校務支援システム導入、ICT環境整備、給食費の公会計化、様々な人的配置など）
- 神奈川県は「勤務実態調査」の結果を受け、教員の働き方改革全般に関する方針を策定する予定。
- 市教育委員会としても教職員の働き方改革の方針を策定していく。
- 今年度新たな取り組みとして、時間外の留守番メッセージ機能を活用した電話の対応を行っていく。
- また、教職員の勤務時間を客観的に管理できるシステムの導入を考えていきたい。
- 教職員が効果的で持続可能な教育活動を行うことができるよう、環境改善を進めていきたい。
- 改革の根本は、国の定数改善である。

2 相原志穂議員

【生きづらさを抱えた人への支援について】

- 以前より教育支援センターにおいて、20 歳未満の方を対象に不登校等に関することなどを中心に相談事業を進めている。
- 小中学生時代から継続して不登校や引きこもり状態になっている方や近年、社会人になってから引きこもりになる方なども増加。
- 平成 28 年 4 月から新たに若者支援室を設置し、概ね 20 歳から 40 歳未満の方の引きこもり等の相談と支援をスタートさせた。
(現在、15 歳～45 歳までの 17 件が相談継続中)
- 引きこもりの相談を通じ、就労や就学につながったケースや、家族とコミュニケーションが取れるようになったケースもあるが、状況がなかなか改善されないケースが多いのが実情。
- 近年、若者の引きこもりの長期化に加え、中高年の引きこもりがクローズアップされた、いわゆる「80-50 問題」が社会問題となっている。
- 今後もさらに若者支援室の周知を図るとともに、関係機関との連携により、引き続き、引きこもりの方々の相談や支援を継続する。

(今後、年齢を問わず、相談体制の一元化に向けて、調整を進める。)

【図書館機能の充実について】

- 市立図書館は平成 26 年度から指定管理者制度を導入し、利用者からは高い評価をいただいている。
- 今年度から第 2 期目の指定管理期間となり、「つながる ひろがる みんなの図書館」～「学び」と「コミュニティ」の拠点として更なる進化を図っているところ。
- 図書館機能の充実については、市民ニーズに対応した図書サービスを研究していく。

（具体的には、市全域における利用者の利便性向上に向け、図書の取次場所の研究を進める。現在、障がい者デイサービスセンター「あきば」での取次業務の開始に向けて、調整中。）

3 戸澤幸雄議員

【防犯対策について】（学校に設置されている防犯カメラについて）

- 防犯カメラの設置により、児童・生徒、教職員、学校施設等の安全が確保され、また、犯罪の抑止効果を高めることができると認識。
- 防犯カメラは、平成 19 年度から順次設置し、平成 26 年度にすべての小中学校に設置が完了。
- 設置内容は、モニター 1 台と防犯カメラを複数台設置し、夜間も含めて、人の出入りや校内の死角等を監視。
- その他にも、各小学校に、学校安全監視員の配置（平成 16 年 4 月～）、門扉の設置（平成 13 年度）、インターホンの設置などを行い、校内への不審者の侵入を防止するなど、児童の安全・安心のための対策を講じている。
- また、小学校では防犯教室や不審者対応訓練を実施し、さらに、各学校では危機管理マニュアルを作成するなど、教職員が不審者対策等の共通認識を持って対応できるようにしている。
- 今後も、児童・生徒の安全・安心を確保するため、さまざまな安全対策について充実を図る。

4 宇田川 希議員

【通学路の安全対策についての取組状況】（特に杉本小学校周辺）

- 滋賀県の園児が自動車事故に巻き込まれるという悲惨な死亡事故をはじめ、子どもを巻き込んだ事故が後を絶たない。
- このような事故が海老名市においても起こる可能性があることを危惧。
- これまでの教育委員会の取組は次のとおり。
 - 1 学校、PTA、地域からの要望による通学路改善
 - 2 通学路安全パトロール
 - 3 立哨員の配置等を実施
- なお、平成 28 年度からは新たに策定した「海老名市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の改善に取り組んでいる。
- 今回の事故を含め、痛ましい事故を未然に防ぐため、今後も関係機関等と綿密な連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。

(なお、再質問に対し、杉本小学校東側の目久尻川管理用通路部分について、市として出来る範囲において、改善に取り組む旨の答弁をした。)

5 田中ひろこ議員

【ひきこもり支援について】

- 内閣府は、全国の引きこもり総数は100万人以上との見解を示した。
- 教育委員会では、引きこもり等についての相談及び支援を行うため、平成28年4月に若者支援室を設置。
- 相談者の引きこもり期間については、ケースによって異なるが、短い場合は、1年以内に改善されることがある一方、30年間状態が改善されないというケースもある。
- 現在相談が継続中で、10年以上の引きこもりは、5件。
- 相談の中では、引きこもりの方の気持ちに寄り添い、ご家族の方と協力をして、支援に取り組んでいく。

【子どものネットトラブルやゲーム障害への対策について】

- 近年、子どもたちのICT利用は日常的で身近なものになっており、ネットトラブルの加害者や被害者になる社会問題も発生。
- ネットトラブルにつきましては、昨年度、市内中学校において約30件程度発生しているとの報告を受けており、学校と教育支援センターで情報共有に努めている。
- 子どもたちにインターネットの危険性を知らせ、正しい知識を身に付ける情報モラルに関する指導を充実する必要がある。

6 市川洋一議員

【通学路の安全確保の状況について】

- 平成 25 年に文部科学省、国土交通省、警察庁より「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」という通知が出された。
- それを受け、本市でも通学路の交通安全について、「海老名市通学路交通安全プログラム」を策定し、安全点検を実施。
- 学校等からの通学路の改善要望に対しては、市の関係各課や警察などにより組織されている通学路安全対策委員会において、協議・検討。
- 平成 30 年度の通学路の改善要望 174 件のうち、約 7 割の 124 件について、電柱幕の設置や路面の標示等の対応を実施。
- 併せて、通学路の安全確保のため、登下校時における交通量が激しい箇所への立哨員の配置や、青パト車によるパトロールを実施。
- さらに、各学校においては、地域の方や保護者と連携し、登下校の見守りを行っている。
- 引き続き、地域や学校と連携を図り、通学路の様々な危険場面を想定し、児童生徒の安全確保に取り組む。

7 吉田みな子議員

【図書館について】（有馬図書館大規模改修、かしわ台連絡所の廃止など）

- 有馬図書館と門沢橋コミュニティセンターの大規模改修は、令和 2 年度に改修工事を行う予定。
- 図書館の基本方針である「ひろがる つながる みんなの図書館～「学び」と「コミュニティ」の拠点へ～」を目指す中で利用者の声に耳を傾けた。
- ティーンズコーナーは、すでに有馬図書館に設置しており、改修後も継続する予定。
- 視聴覚室の設置についても同様に、利用者のニーズを踏まえ、改修後も引き続き、視聴覚機能を設ける。
- 郷土資料についても、文化財の保存の観点も踏まえ、適切に保存・公開に取り組む。
- 図書館以外での貸出体制については、かしわ台連絡所の代替措置にこだわるのではなく、利便性の向上を念頭に、市域全体で、貸し出し体制の研究を進める。

8 日吉弘子議員

【引きこもり支援について（再質問）】（若者支援室の周知、福祉との連携）

○ SNS、フェイスブックなどでの情報発信は、有効であると考える。

また、広報えびな 15 日号の相談コーナーへの掲載についても、関係課と調整を図っていききたい。

○ ひきこもりの方の相談内容は様々で、ケースによっては、経済的な問題、精神的健康の問題等での連携が必要になることもある。

○ 対象者の状態に応じて保健福祉部へつなぐだけでなく、場合によっては、ひきこもりご本人、相談員、保健福祉部職員が、同席して相談するなどの対応を図ることも必要と考える。

（今後、年齢を問わず、相談体制の一元化に向けて、調整を進める。）

9 西田ひろみ議員

【子どもたちの交通安全対策について】

- 通学路の交通安全対策は、学校等より提出された改善要望に対し、対応を協議し、対策を講じている。
- 通学路安全対策委員会における合同点検の結果により、電柱幕の設置、路側帯のグリーンベルト塗装等を実施している。
- 改善要望には、信号機や横断歩道の設置等、神奈川県行政機関等での対応が必要なものもある。
- また、交通量の激しい通学路には立哨員を配置。
- さらに、学校では地域と連携をしながら、交差点等での立哨や、登下校の見守りを行い、通学路の安全確保に努めている。
- 次に学童保育に通う児童の下校時の安全対策について。
- 多くの学童保育では、4月の新学期は、支援員が学校に出向き、低学年を中心に、学童保育までの道のりを引率している。
- 学童保育の多くは通学路上に設置されていることから、引き続き安全対策に努める。
- 今後も、教育委員会と学校、地域が連携し通学路の交通安全対策を進め、児童生徒が毎日安心して登下校できるよう努める。

10 佐々木 弘議員

【市立図書館のあり方について】

- 市立図書館は、指定管理者制度により、平成 26 年度から 5 年間の管理運営を行い、市民要望による増席などの改善・改修を実施し、利用者からも高い評価。
- 指定管理制度による運営が 2 期目に入り、さらに魅力的な図書館になるよう推進する。
- 法改正により、図書館等の所管を市長部局に移すことが可能になったことは認識。
- 市の組織を見直す際の課題の一つと認識しており、法改正の趣旨などを踏まえ、今後必要に応じて、研究する。

(その他に、視聴覚資料、郷土資料、かしわ台連絡所廃止に伴う代替措置などについては、相原議員、吉田議員に対する答弁と同様)

【市民の命と、安全安心な暮らしの確保について】

- 子どもたちの安全確保は最重要課題
- 教育委員会では、子どもたちの安全を守るために様々な施策を展開している。(青パト、安全監視員の配置など)
- 学校では、学校安全計画や危機管理マニュアルを作成し、様々な状況を想定し、児童生徒の安全確保に努めている。

11 久保田英賢議員

【不登校児童・生徒の現状とその取り組みについて】

- 不登校児童生徒数は、全国的にも依然として高水準で推移しており、重要な課題と捉えている。
- 本市においても 2017 年に 200 人を超え、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。
- 不登校は、その要因や背景が多様かつ複雑であるため、一人ひとりへの対応が必要。

報告第15号

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月28日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

任期満了に伴う後任として、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(社会教育委員)の委嘱について

1 社会教育委員について

社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また社会教育に関する諸計画を立案する。

2 委嘱期間について

令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

3 提案理由

任期満了に伴う継続及び新規委嘱

4 委嘱する者

別紙名簿のとおり

海老名市社会教育委員名簿

(委嘱期間 令和元年6月1日～令和2年5月31日)

No.	氏 名	所属組織（役職）	当初委嘱
1	イデ ミサオ 井出 操	社会教育関係者 (海老名市文化団体連合会代表)	
2	ウエマツ ケイコ 植松 慶子	学識経験者 (元他市社会教育委員経験者)	H23. 6. 1
3	カトウ ヒデオ 加藤 秀夫	学校教育関係者 (海老名市小中学校長会連絡協議会代表)	
4	クリヤマ アキオ 栗山 明郎	学識経験者 (海老名市自治会連絡協議会代表)	H28. 6. 1
5	サクライ ナオユキ 櫻井 直之	学校教育関係者 (海老名市私立幼稚園協議会代表)	
6	サンベ マサヨ 三部 雅世	社会教育関係者 (海老名市地域婦人団体連絡協議会代表)	H20. 6. 1
7	シオジ ヒトミ 塩地 ひとみ	学識経験者 (元海老名あそびっ子クラブパートナー経験者)	H24. 6. 1
8	ハシモト エミリ 橋本 絵美里	家庭教育関係者 (海老名市P T A連絡協議会代表)	
9	モリタ ヒサシ 森田 壽	社会教育関係者 (海老名市体育協会代表)	H27. 6. 1
10	ヤマダ ノブエ 山田 信江	社会教育関係者 (海老名市スカウト連絡協議会代表)	H21. 6. 1

議案第 20 号

国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について

別紙のとおり、国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について、議決を求める。

令和元年 6 月 28 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産の取得の申し出をしたいため

国指定史跡相模国分寺跡用地取得の申し出について

1. 目的

史跡の遺構保存と歴史公園として整備活用を図るため。

2. 取得申し出内容

土地買取り及びその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償。

3. 取得申し出地

(1) 地番

海老名市国分南一丁目 1899 番 3

(2) 土地の現況

①市街化区域 ②第1種住居地域 ③地目：畑 ④面積：355.00 m²

4. 物件等補償

立竹木 モチノキ、イヌマキ、サクラなど 43 本
マサキなど 9 株

5. 取得及び補償申し出年月日

令和元年7月上旬に申し出予定

6. 土地売買申出額

84,135,000円

7. 物件等補償額

325,875円

8. 史跡相模国分寺跡の概要

(1) 史跡指定区域の状況

史跡相模国分寺跡は、海老名市国分南一丁目にあり、海老名駅の東方約 650mに位置し、都市計画法上の用途地域が第一種住居地域であり、周辺部は宅地となっている。

(2) 遺跡の概要

相模国分寺は、741 年聖武天皇の国分寺建立詔を契機に海老名の地に設置された。西に塔、東に金堂、北に講堂を配する法隆寺式伽藍配置であり、発掘調査により各建物の基壇跡等の遺構が確認されている。その存在は古くから知られ、大正 10 年 3 月 3 日付で国指定史跡となった。指定面積は 34472.73 m²である。

(3) これまでの保存整備活用

公有地化部分について整備工事を行い開放している。日常的な管理は地元自治会、ボーイスカウト、社会福祉法人に委託し、市主催のイベントや地域の行事などでも利用されている。

(4) 公有地化状況

現在、26,762.29 m²を公有地化、史跡指定地の公有地化率は 77.63%となっている。

議案第 2 1 号

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置
条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館
設置条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

令和元年 6 月 2 8 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規
則の一部を改正したいため

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則 の一部改正について

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の不備不足を改正する。

1. 改正事項

(1) 海老名市立郷土資料館条例施行規則

①第6条第1項第2号について、別に定める資料についての撮影、模写、模造等を行わないこととする。

②第7条の閲覧の制限について、閲覧及び撮影等の制限とし、個人の秘密に関する情報について、別表に定める。

(2) 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則

①第6条の閲覧の制限について、閲覧等の制限とし、個人の秘密に関する情報について、別表に定める。

2. 理由

(1) 文化財は国民共有の財産であり、個人所有の資料や著作権法上問題がなく、資料に影響を及ぼさない場合は、模写、模造及び写真撮影を制限する必要がないため。

(2) 個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるものについて、明示しておく必要があるため。

3. 施行

公布の日

海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置
条例施行規則の一部を改正する規則

(海老名市立郷土資料館条例施行規則の一部改正)

第1条 海老名市立郷土資料館条例施行規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「資料の模写、模造及び写真撮影」を「別に定める資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「閲覧」を「閲覧及び撮影等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

個人の秘密に関する情報

- 1 学歴又は職歴
- 2 財産又は所得
- 3 採用、選考又は任免
- 4 勤務評定又は服務
- 5 国籍、人種又は民族
- 6 家族、親族又は婚姻
- 7 思想、信条又は信仰
- 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態
- 9 戸籍又は門地
- 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等

(海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正)

第2条 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（平成25年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「一部の閲覧」の次に「、撮影、模写、模造等（以下「閲覧等」という。）」を加え、同条第3号中「閲覧」

を「閲覧等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

個人の秘密に関する情報

- 1 学歴又は職歴
- 2 財産又は所得
- 3 採用、選考又は任免
- 4 勤務評定又は服務
- 5 国籍、人種又は民族
- 6 家族、親族又は婚姻
- 7 思想、信条又は信仰
- 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態
- 9 戸籍又は門地
- 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海老名市立郷土資料館条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市立郷土資料館条例（昭和57年条例第23号）第4条の規定に基づき、海老名市立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の管理等に関し、必要な事項を定める。

（開館時間）

第2条 郷土資料館の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 郷土資料館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

（事業）

第4条 郷土資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 郷土の歴史に関する文献、記録、土器その他の資料（以下「資料」という。）を収集し、整理し、保管すること。
- （2） 資料を調査し、研究すること。
- （3） 資料を展示し、公開すること。
- （4） 資料の閲覧に関すること。
- （5） 資料を貸し出すこと。
- （6） その他教育委員会が必要と認めた事業

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒むことができる。

- （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- （2） 郷土資料館の資料並びに施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷し、

又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 郷土資料館の資料及び施設等を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 別に定める資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）を行わないこと。

(3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他郷土資料館の職員の指示に反する行為をしないこと。

2 教育委員会は、前項の規定に違反するおそれがある者及び違反した者に対して、退館等を命ずることができる。

(閲覧及び撮影等の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧及び撮影等を制限することができる。

(1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの

(2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの

(3) 劣化等保存上の理由から、閲覧及び撮影等に供することが適当でないもの

(4) その他教育委員会が指定するもの

(寄贈及び寄託)

第8条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。

3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。

(資料の館外貸出し)

第9条 資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出し承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。

(寄託を受けた資料の利用制限)

第10条 寄託を受けた資料の館外展示及び館外貸出しは、寄託者の承諾がある場合のほかは行うことができない。

(貸出期間)

第11条 資料の貸出期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 入館者及び貸出しを受けた者は、資料（寄託を受けた資料を含む。）又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（7条関係）

個人の秘密に関する情報

- 1 学歴又は職歴
- 2 財産又は所得
- 3 採用、選考又は任免
- 4 勤務評定又は服務
- 5 国籍、人種又は民族
- 6 家族、親族又は婚姻
- 7 思想、信条又は信仰
- 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態
- 9 戸籍又は門地
- 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。

（事業）

第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。
- （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。
- （3） その他教育委員会が必要と認めた事業

（開館時間）

第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。

- （1） 月曜日及び火曜日
- （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。

- （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(閲覧等の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧、撮影、模写、模造等（以下「閲覧等」という。）を制限することができる。

(1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの

(2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの

(3) 劣化等保存上の理由から、閲覧等に供することが適当でないもの

(4) その他教育委員会が指定するもの

(寄贈及び寄託)

第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈（寄託）申込書を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。

(資料の館外貸出し)

第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸し出さない。

(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長

(3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定す

る図書館の長

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長

(5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。

（寄託を受けた資料の利用制限）

第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。

（貸出し期間）

第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

（特別利用）

第11条 資料の全部又は一部について、出版物への掲載、展示、番組への放映等を行うおうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（6条関係）

個人の秘密に関する情報

- 1 学歴又は職歴
- 2 財産又は所得
- 3 採用、選考又は任免
- 4 勤務評定又は服務
- 5 国籍、人種又は民族
- 6 家族、親族又は婚姻
- 7 思想、信条又は信仰
- 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態
- 9 戸籍又は門地
- 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等

新（改正案）	旧
海老名市立郷土資料館条例施行規則（平成25年教委規則第3号） （趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立郷土資料館条例（昭和57年条例第23号）第4条の規定に基づき、海老名市立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の管理等に關し、必要な事項を定める。 （開館時間） 第2条 郷土資料館の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第3条 郷土資料館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。 （事業） 第4条 郷土資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） 郷土の歴史に関する文献記録、土器その他の資料（以下「資料」という。）を収集し、整理し、保管すること。 （2） 資料を調査し、研究すること。 （3） 資料を展示し、公開すること。 （4） 資料の閲覧に關すること。 （5） 資料を貸し出すこと。 （6） その他教育委員会が必要と認めた事業 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒むことができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 郷土資料館の資料並びに施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （遵守事項） 第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 郷土資料館の資料及び施設等を損傷し、又は滅失しないこと。	海老名市立郷土資料館条例施行規則（平成25年教委規則第3号） （趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立郷土資料館条例（昭和57年条例第23号）第4条の規定に基づき、海老名市立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）の管理等に關し、必要な事項を定める。 （開館時間） 第2条 郷土資料館の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第3条 郷土資料館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。 （事業） 第4条 郷土資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） 郷土の歴史に関する文献記録、土器その他の資料（以下「資料」という。）を収集し、整理し、保管すること。 （2） 資料を調査し、研究すること。 （3） 資料を展示し、公開すること。 （4） 資料の閲覧に關すること。 （5） 資料を貸し出すこと。 （6） その他教育委員会が必要と認めた事業 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒むことができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 郷土資料館の資料並びに施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （遵守事項） 第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 郷土資料館の資料及び施設等を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 別に定める資料の撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）を行わないこと。 (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。 (4) その他郷土資料館の職員の指示に反する行為をしないこと。 2 教育委員会は、前項の規定に違反するおそれがある者及び違反した者に対して、退館等を命ずることができる。 (閲覧及び撮影等の制限) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧及び撮影等を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧及び撮影等に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第8条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。 3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第9条 資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長	(2) 資料の模写、模造及び写真撮影を行わないこと。 (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。 (4) その他郷土資料館の職員の指示に反する行為をしないこと。 2 教育委員会は、前項の規定に違反するおそれがある者及び違反した者に対して、退館等を命ずることができる。 (閲覧の制限) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第8条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。 3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第9条 資料の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長
---	--

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出し承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。

(寄託を受けた資料の利用制限)

第10条 寄託を受けた資料の館外展示及び館外貸出しは、寄託者の承諾がある場合のほかは行うことができない。

(貸出期間)

第11条 資料の貸出期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 入館者及び貸出しを受けた者は、資料（寄託を受けた資料を含む。）又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第7条関係）

個人の秘密に関する情報

- 1 学歴又は職歴
- 2 財産又は所得
- 3 採用、選考又は任免
- 4 勤務評定又は服務
- 5 国籍、人種又は民族
- 6 家族、親族又は婚姻
- 7 思想、信条又は信仰
- 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態
- 9 戸籍又は門地
- 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出し承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。

(寄託を受けた資料の利用制限)

第10条 寄託を受けた資料の館外展示及び館外貸出しは、寄託者の承諾がある場合のほかは行うことができない。

(貸出期間)

第11条 資料の貸出期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 入館者及び貸出しを受けた者は、資料（寄託を受けた資料を含む。）又は施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（平成25年教委規則第4号）	海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（平成25年教委規則第4号）
（趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。 （事業） 第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。 （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。 （3） その他教育委員会が必要と認めた事業 （開館時間） 第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。 （1） 月曜日及び火曜日 （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （閲覧等の制限） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧、撮影、模写、模造等（以下「閲覧等」という。）を制限することができる。 （1） 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがある	（趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。 （事業） 第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。 （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。 （3） その他教育委員会が必要と認めた事業 （開館時間） 第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。 （1） 月曜日及び火曜日 （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （閲覧）の制限 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧を制限することができる。 （1） 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがある

るもの

- (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であつて、指定された期間が経過していないもの
- (3) 劣化等保存上の理由から、**閲覧等**に供することが適当でないもの
- (4) その他教育委員会が指定するもの
(寄贈及び寄託)

第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈（寄託）申込書を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。
(資料の館外貸出し)

第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸し出さない。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長
- (6) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。

(寄託を受けた資料の利用制限)

第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。

(貸出し期間)

第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該

るもの

- (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であつて、指定された期間が経過していないもの
- (3) 劣化等保存上の理由から、**閲覧**に供することが適当でないもの
- (4) その他教育委員会が指定するもの
(寄贈及び寄託)

第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈（寄託）申込書を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。
(資料の館外貸出し)

第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸し出さない。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長
- (6) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。

(寄託を受けた資料の利用制限)

第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。

(貸出し期間)

第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該

資料の返還を求めることができる。 (特別利用) 第11条 資料の全部又は一部の出版物への掲載、展示、番組への放映等を行おうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 (委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。 別表（第6条関係） 個人の秘密に関する情報 1 学歴又は職歴 2 財産又は所得 3 採用、選考又は任免 4 勤務評定又は服務 5 国籍、人種又は民族 6 家族、親族又は婚姻 7 思想、信条又は信仰 8 疾病、身体や精神の障害その他の健康状態 9 戸籍又は門地 10 犯罪歴（被害者情報を含む。）、補導歴等	資料の返還を求めることができる。 (特別利用) 第11条 資料の全部又は一部の出版物への掲載、展示、番組への放映等を行おうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 (委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
---	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。